

第27号議案

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

建築基準法の一部改正を踏まえ、建築主による構造計算適合性判定の申請を建築物の建築に係る届出後に行わせることとするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「確認の申請」の次に「、法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請」を加え、「の規定による計画通知」を「若しくは第4項の規定による計画通知」に改め、同条第5号中「宅地開発事業者」を「事業主」に改め、同条第12号エ中「200平方メートル以上のもの」の次に「（規則で定めるものを除く。）」を加える。

第6条第4項中「宅地開発」を「特定宅地開発」に改める。

第7条第5項第2号中「（特定宅地開発について、第15条第1項の規定による検査を受けるものにあつては、同条第4項の規定による検査済証の交付を受けた後）」を削る。

第14条中「）という。」を「という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

参 照

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

建築基準法の一部改正を踏まえ、建築主による構造計算適合性判定の申請を建築物の建築に係る届出後に行わせることとするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 定義の整備（第2条関係）

ア 建築主が構造計算適合性判定を兵庫県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請できることとなることに伴い、構造計算適合性判定に係る申請を「確認申請等」の定義に含めることとする。

イ 国の機関の長等が構造計算適合性判定を兵庫県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接通知できることとなることに伴い、構造計算適合性判定に係る通知を「確認申請等」の定義に含めることとする。

(2) 宅地開発に係る届出等（第6条関係）

開発許可申請等をする前に届出をしなければならない宅地開発を特定宅地開発とする。

(3) 建築物の建築に係る届出等（第7条関係）

特定宅地開発を伴う建築については、特定宅地開発に係る協定の締結後に届出を行うものとする。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日。ただし、2(1)の規定は、平成27年6月1日